

一般社団法人日本筋ジストロフィー協会
地方本部・支部の設置運営に関する取り扱い規定

(総則)

1. 定款第 53 条の規定により、地方本部・支部の設置運営に関する取り扱いを定める。

(目的)

2. 組織の原点である地域活動を適確に推進する体制を確立することを目的とする。

(地方本部・支部の設置基準)

3. 全国を次の 8 地域に分けて地方本部を置き、各都府県（カッコ内）に支部を置くことができる。

北海道（必要に応じて支部を設置）

東北（青森、秋田、山形、岩手、宮城、福島）

関東甲信越（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟）

東海北陸（静岡、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井）

近畿（滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫）

中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

四国（高知、徳島、香川、愛媛）

九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

(組織の長)

4. 地方本部に本部長を、支部に支部長を置く。

(選任)

5. 本部長は理事のなかから所属支部長の推薦により選出し、理事会の審議を経て総会で決定する。支部長は支部会員の推薦により選出し、地方本部長を経由して理事会で承認する。

(任期・解任)

6. 地方本部長・支部長の任期・解任については、役員に準ずるものとし定款 26 条、27 条を準用する。

ただし、支部長の解任については定款第 27 条の定めにかかわらず、地方本部長を経由して理事会で審議の上決定する。

(事業)

7. 地方本部と支部は夫々の目的を達成するため次の事業を行う。

(地方本部)

- ア. 本部の方針・計画や伝達事項の周知、支部長会議の招集等所属支部の総括並びに事業の支援。
- イ. 地方本部（所属支部を含む）の事業推進状況等の本部への報告
- ウ. その他地方本部の運営に必要な事業

(支部)

- ア. 地域における患者の福祉増進に関する事業
- イ. 補助事業の実施並びに本部の方針・年度事業計画等の会員への周知
- ウ. その他支部の運営に必要な事業

(入所者の会の位置付け)

8. 入所患者または保護者で結成する入所者の会（患者自治会や保護者会等）は、目的達成に必要な事業を協会地方本部・支部とも協調しつつ推進する。

(規定の変更)

9. この規定を変更するときは、理事会の審議を経て総会で議決する。

附則

この規定は第 39 回定時総会（平成 14 年 5 月 20 日開催）での承認を得て、同日より施行する。